

川崎市議会議員 いわくま ちひろ

# 指定管理施設の

# 不祥事隠ぺいはダメ

民進みらい  
川崎市議団

連載No.101

12月議会では、川崎市が委任している指定管理施設に対しての議案が多数上程されたこともあり、指定管理者に対しての政策調査活動を行いました。（※指定管理者制度とは、市が所有する施設の権限を民間事業者に任せること）

調査過程の中で明らかになったことは、市職員OBが理事長を務める



川崎市議会議員 いわくま ちひろ

- 昭和50年生まれ 42歳
- 英国国立ウエルズ大学卒業 ロンドン大学大学院研究生 専門は国際政治学
- 国際派議員として、子どもから大人まで英語学とキャリア教育を教える。毎週日曜日は、イトーヨーカドー溝口店前で市政報告を継続中！（11年2ヶ月）

ある福祉施設において、職員による横領事件が発覚しました。また、当該施設を運営している社会福祉法人は、その事実を半年以上、市に報告することを怠っていました。市職員OBが理事長を務めた施設での不祥事なので、市の監督業務が甘くなっていただけではないか、という天下りの弊害も懸念されます。

指定管理者は、市と密接に連携をとることが求められ、コンプライアンス（法令順守）に関して報告する義務があります。また、市も法律や条例に基づいて、指定管理者に対し適宜モニタリング、監督す

ることが求められ、その結果等については議会に報告する責務があります。なぜならば、指定管理者の承認は、議会の議決を経てはじめて実施されるからです。

指定管理施設は、病院、老人福祉センター、こども文化センター、特別養護老人ホーム、障害者施設、スポーツセンター、体育館など多岐に渡っており市民のみならず、日常利用する大切な施設です。

施設の運営業務や安全性、管理体制の「質」を確保するための責任は最終的には市に帰属します。今回は、指定管理者に対する不祥事の隠ぺいと市による議会への報告義務を怠っていたことを修正し、議会で付帯決議（条件付き）を付しての採択となりました。今後市民のみならず安心して利用できる施設運営を市と指定管理者には求めて参ります。